

相続ドック NEWS RELEASE

2018年9月号

英和コンサルティング(株)
英和税理士法人

東京都品川区大崎4丁目1番2号
ウィン第2五反田ビル7F

PHONE: (03)3491-3811 <http://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

約40年ぶりの民法改正！ 相続や遺言はどう変わる？

超高齢化社会の相続問題とは？
相続ルールが変わる？
意外と知らない遺留分の問題！



相続の規定を約40年ぶりに見直す改正民法が7月に参院で可決、成立しました。相続はどの家庭にも起こることだけに、改正内容を押さえて上手く活用したいものです。

今なぜ相続法の改正？



●1980年以来の大幅見直し！

相続に関する法律は、民法の第5編「相続」に規定されています。時代の流れに合わせ、形を変えてきた相続法ですが、1980年の全面見直し以来、改正がなく、高齢化が加速し、家族のあり方が変化している中で、2015年以降改正議論が進んでいました。

<民法相続編の歴史>

1890年 明治23年	明治政府の委嘱でフランス民法を基礎に旧民法が立案され、公布される。
1898年 明治25年	第1編、2編、3編（総則、物権、債権）の財産法と第4編、5編（親族、相続）の家族法として施行
1947年 昭和22年	第2次大戦後、新憲法施行に伴い、家族法が民主的に改正され、親族、相続両編が抜本改正に。
1980年	相続分が全面見直しになる。
2015年	改正議論開始、法務大臣諮問、部会の調査審議
2016年	パブリックコメントによる意見募集

<債権法は120年ぶりの改正>

民法は個人間の財産上や身分上の関係など市民相互間のルールを決めた「私法」。第3編の債権法は昨年5月に改正、2020年までに施行されますが、こちらは約120年ぶりの改正とか。



●相続法は家族制度の歴史！



1. 旧民法（家督～かたく～相続）

旧民法は家督相続制で、武家の相続が長子単独相続だったため、一般庶民も同様とされた。直系卑族は超過債務の相続でも放棄できず、家名を継がなくてはならない家のための制度でした。

2. 日本国憲法による家督相続廃止と法定相続分

相続人が	1947年改正	1980年改正
配偶者と子	配偶者1/3 子(全員で)2/3	配偶者1/2 子(全員で)1/2
配偶者と父母	配偶者1/2 父母(全員で)1/2	配偶者2/3 父母(全員で)1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者2/3 兄弟姉妹(全員で)1/3	配偶者3/4 兄弟姉妹(全員で)1/4

*1980年改正で、兄弟姉妹の子は代襲相続が1代限りに。

●改正の背景は超高齢化社会！

上川陽子法相は成立に際し記者会見で、「高齢化の進展に対応した大変重要な見直し。国民への周知を徹底する」と述べています。



<80歳代、90歳代の相続人が増加>

相続人となる配偶者が高齢化し、従来に比べ配偶者の生活保障の重要性が相対的に高まり、子は相対的に弱まっている。日本人の平均寿命は女性より短い男性でも80歳超に伸びており、遺された配偶者は生活を遺産に頼らざるを得ない。

●最高裁判決への揺り戻しも？

もう一つのきっかけは、嫡出子と非嫡出子の相続分を巡る最高裁判決と言われています

<非嫡出子の最高裁違憲判決が！>

2013年9月、最高裁が非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とした当時の相続法を「法の下に平等に反する」として違憲判決を出し、同年12月には相続分を同等にする法改正が行われた。

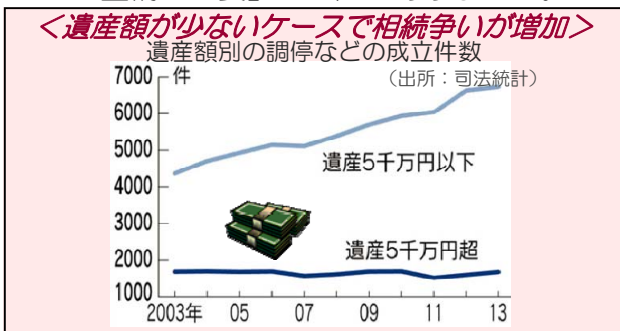
この改正により、非嫡出子が多いほど妻と嫡出子の相続分が減り、「配偶者の保護が相対的に下がった」との問題提起が与党から出ており、今回は最高裁判決への揺り戻しも。

●相続分改正はパブコメで反対？

配偶者保護が重視され、法制審議会では配偶者の法定相続分を1/2から2/3に増やす案もありましたが、パブリックコメントなどで反対意見が多かったこともあり実現しませんでした。

●遺産分割争いの増加も深刻！

高齢化で相続対象となる財産の蓄財が進んでいるのに、相続法は大きな改正が行われていません。一方で財産の多寡にかかわらず、遺産相続争いが増加するなど、相続を巡る環境は悪化し、「紛争解決や予防の基準となるルール整備が必要」との声もありました。



改正点のポイントは？

●時代に合わせた改正とは

<相続に関する主な民法の改正> (一部概要)

1. 配偶者の居住権を保護する方策
 - (1) 配偶者居住権の新設
 - (2) 配偶者短期居住権の新設
2. 遺産分割に関する見直し
 - (1) 長期間婚姻している夫婦間の**自宅の贈与を保護**
 - (2) 仮払い制度等の創設・要件明確化
3. 遺言制度に関する見直し
 - (1) 自筆証書遺言の方式緩和
 - (2) 遺言執行者の権限明確化
 - (3) 法務局における自筆証書遺言保管制度の創設
4. 遺留分制度に関する見直し
 - (1) 遺留分の金銭債権化
 - (2) 遺留分算定の持戻しは**相続開始前10年間に限定**
5. 相続人以外の親族の貢献を考慮する方策
 - (1) 介護等に関する特別寄与に金銭請求が可能

●施行は2019年と20年から！

施行は公布日(7月13日)から1年目以内で、「法務局の自筆証書遺言保管制度」は19年1月13日に、「配偶者の居住権保護する方策」は2020年7月13日までに施行。法務省のサイトでも「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について」を案内し、告知に努めています。

●居住権で配偶者を保護！

残された配偶者の生活を安定させるため、配偶者が自宅に住み続けられる「配偶者居住権」が新設。これにより生活資金の確保も可能に。

【例】夫が遺した自宅(評価2,000万円)と預貯金3,000万円を妻と子1人で1/2ずつ分割し、妻が所有権を得て自宅に住み続けると、預貯金は500万円しか受け取れない。遺産分割の選択肢となる配偶者居住権は売買できない制約があり、評価額は所有権より低くなる。仮に居住権の評価が1,000万円とすると、受取れる預貯金は1,500万円に増える。

<配偶者居住権のイメージ>



●配偶者居住権の評価はどうなる？

法務省によると、建物の耐用年数、築年数、法定利率等を考慮して配偶者居住権の消滅(=配偶者の死亡)時点の敷地の価値を算定した上で、現在価値に引き直して評価するようです。

<居住権評価の具体例> 法務省HPより

同年齢の夫婦が35歳で自宅(木造)を新築。妻が75歳時に夫が死亡。死亡時の土地建物の価値4,200万円(注)
(注)東京近郊(私鉄で中心部まで約15分、駅徒歩数分)の実例(敷地90㎡木造2階建て、4DK+S、築40年)を参考に作成

敷地現在価値 4,200万円	-	負担付所有権 2,700万円*	=	配偶者居住権 1,500万円
-------------------	---	--------------------	---	-------------------

*敷地価格を法定利率3%で15年分(平均余命15.76歳)で割戻したものの(複利現価係数0.4618619473967)

●再婚相手と子の対立も背景？

子にとっては一次相続で自宅の所有権を相続できるので、二次相続の心配がなくなるというメリットも考えられますが、居住権を相続した親が介護施設に入り、自宅に住まないケースも想定されます。今回の改正は再婚などで相続人の関係が複雑化するケースも前提にしています。配偶者居住権が設定された不動産は売却できないこともあり、慎重な対応が必要です。

●配偶者への自宅贈与を保護！

20年以上も長く連れ添った配偶者への保護として、それまでに贈与された自宅は、遺産分割の際に遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとして取り扱わなくてよくなります。これは遺言で自宅を遺贈された場合も同様です。

<先妻の子と揉めないよう自宅だけでも？>

自宅を贈与でもらっていても、遺産の先渡しとして分割財産に持ち戻して遺産分割が行われると、取得分が減って不利になる。新規定では持ち戻し計算がなく、確実に自宅は確保できる。

●遺産分割前でも仮払い制度！

これまで、相続が発生すると被相続人の預金口座は凍結され、遺言書がなければ分割協議が終わるまでは引き出せませんでした。

<最高裁判決で預金は分割対象財産に>

本来、預金は分割協議がなくても相続分は引き継げる財産だが、銀行の実務上、引き出せなかった。2016年の最高裁判決で分割対象財産とされ、銀行実務に沿った形になった経緯がある。

当面の生活費や葬儀費用は分割協議を待てないこともあり、新制度が設けられました。

●預貯金は他の相続人の利益を書さない限り、**家庭裁判所の判断で仮払いが認められる。**
 ●**家庭裁判所の判断なしでも一定割合は可能！**
 (例) 相続人：子2名で子の1名が単独で引き出す場合
 □座残(*)600万円×1/3×法定相続分=100万円(**)
 *金融機関の口座ごとに判断 **上限は法務省令で定める額

●遺言制度が使いやすくなる？

自筆証書遺言は、公証人がかかわる公正証書遺言と違い、自分で自由に作成できます。一方、形式不備で無効になるリスクがあり、本人が自宅に保管したり、貸金庫に預けているため、相続人が存在を知らないことも。

＜パソコンで作成して法務局で保管！＞

これまでは全文自筆が必要だったが、パソコン等で作成の目録、銀行通帳のコピーや不動産の登記簿を、目録として添付が可能に。財産目録に署名押印するため、偽造も防止できる。法務局で形式チェックの上、保管や管理を行うので、家庭裁判所の検認は不要に。

自筆証書遺言の存在が、死後すぐに相続人に通知される仕組みが不可欠で、戸籍やマイナンバーと連動したシステムを検討中とか。

●自筆証書遺言の保管費用は？

費用は現在調整中ですが、数千円程度を想定していると言われており、信託銀行の遺言信託ビジネスには脅威かも。一方、遺言作成だけでなく、会社の定款認証なども行う公証人ですが、法務省の天下り先確保のため制度だという声もあります。



●お嫁さんの介護貢献に報いる？

これまでは、どんなに被相続人の看護や介護に尽くしても、相続人以外の方は相続財産を取得することができませんでした。

【例】 全く介護していない長女と二男には相続権があるが、義父母亡き後、長い間介護した長男の妻は相続人でないため財産がもらえない。
 ⇒ 相続開始後に、長男の妻は長女と次男に金銭の要求ができるようになった。

遺産分割の手続きが過度に複雑化しないように、遺産分割は相続人だけで行うとしつつ、相続人対するに金銭請求を認めるとしました。

遺留分制度と事業承継

●遺言書がまず優先される

遺産分割を巡って相続人同士が争う「争族」が増加しています。円滑な相続実現のためには生前に財産の分配を遺言書で決めておくことです。民法では遺言が分割協議に優先すると明記



されています。遺言書がない場合に初めて、法定相続のルールを基準に、相続人が分割協議に基づき財産分けをすることになります。

●争族を防ぐための遺言が？



遺言があれば問題解決ではなく、安易に作成すれば、それ自体争いのタネになるケースも。

＜遺留分を無視した遺言はトラブルの元＞

遺言作成で注意すべきは「遺留分」。これは法定相続人が最低限持っている相続権で、これを侵害された相続人が、その分を渡すように他の相続人に求めるのが「遺留分の減殺請求」。

＜遺留分の割合＞

法定相続分の1/2 (法定相続人が父母のみ：1/3)

法定相続人	各人の遺留分
配偶者のみ	1/2
配偶者と子	配偶者1/4 子全体で1/4
子のみ	子全体で1/2
配偶者と父母	配偶者1/3 父母1/12ずつ
父母のみ	1/6ずつ

●事業承継で遺留分が障がい？

中小企業の事業承継で遺留分制度が大きな障がいになることがありました。相続人が複数いる場合、遺言で自社株式を後継者に集中させようとしても、他の相続人の遺留分を侵害して減殺請求されると、結果的に自社株式を相続人間で分散保有せざるを得なくなります。



＜遺留分の請求には金銭で＞

現行では減殺請求された場合、遺留分侵害の現物でしか返還請求されないため、自社株は分散してしまい、経営権の集中ができなかった。
 ⇒ 「遺留分減殺請求」が「遺留分侵害額の請求」に。金銭で精算できれば、株式の分散は防げる。

●遺留分の民法特例はどうなる？

遺留分と言えば、09年施行の経営承継円滑化法の「遺留分に関する民法の特例」もあります。自社株を遺留分計算から除外する、時価を固定するなどの方法がありますが、推定相続人全員の合意書作成と家裁の許可など実務的にはハードルが高いものです。

●遺留分の持ち戻しが10年限定に

これまで遺留分の計算は、どれだけ昔の贈与でも持ち戻して計算されますが、今回改正で相続人への贈与は相続開始前10年に限定。

＜事業承継、早めの実行がモノをいう＞

後継者に自社株を集中させるため、早期に贈与して10年を経過すれば、遺留分の問題は生じないので安心。また、本来持ち戻しの生前贈与分は相続時の時価で計算されるが、持ち戻しがないので、業績良好で株価が上昇していても遺留分に響かないメリットも。

